

第10章 風水害警防計画

第1節 風水害応急対策計画

1 風水害特別配備体制

台風、集中豪雨等により災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき、消防長は第2章第2節の「異常災害時の部隊編成」を発令し、警備体制を整えるものとする。

2 消防指揮本部の設置

風水害特別配備体制を確立し、災害対策の万全を図るため、第2章第4節の「消防指揮本部」を設置するものとする。

3 職員の動員基準及び参集

風水害特別配備体制が発令されたときは、消防の総力を結集するため、第2章第5節の「動員及び参集」により非勤務職員の非常招集を行うものとする。

4 初動措置

(1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じ防災関係機関と密接な連絡をとり、被害の状況その他災害対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努める。

(2) 災害の予想される危険箇所については、事前に次の状況を確認し、危険の著しい箇所については付近住民又は関係者に予防措置を講ずるよう促し、あるいは、避難についての注意を与え、若しくは、部隊を出場させて措置を行わせるための巡回警戒を行う。

ア 河川水位、降雨量の状況

イ 洪水、高潮、滞水危険地域の状況

ウ がけ崩れ危険地域の状況

エ 避難所の状況

オ 通行不可能となるおそれのある主要道路の状況